

令和元年
福岡都市圏南部環境事業組合議会
第4回臨時会 会議録

会期 令和元年11月11日（月）

福岡都市圏南部環境事業組合議会

1 議事日程

〔令和元年福岡都市圏南部環境事業組合議会第4回臨時会〕

令和元年11月11日

午後1時45分開議

場所 福岡都市圏南部工場

日程	議案番号	案 件 名
日程第1		会議録署名議員の氏名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4	認定第2号	平成30年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第5	議案第9号	令和元年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第1号）について
日程第6	議案第10号	福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第7	議案第11号	福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
日程第8	議案第12号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第9	議案第13号	福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである（6名）

1番 阿部 真之助 議員

2番 田中 しんすけ 議員

5番 山上 高昭 議員

6番 平井 信太郎 議員

7番 陶山 良尚 議員

8番 小島 真由美 議員

3 欠席議員は次のとおりである（4名）

3番 松尾 徳晴 議員

4番 岩 淵 穰 議員

9番 高原 隆則 議員

10番 原 口 憲 雄 議員

4 会議録署名議員

2番 田中 しんすけ 議員

5番 山上 高昭 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（6名）

管理者 井上 澄和

副管理者 井本 宗司

副管理者 楠田 大蔵

副管理者 武末 茂喜

代表監査委員 鶴田 悟士

事務局長 久家 信弘

6 職務のため出席した事務局職員の職氏名（8名）

総務課長	井 上 高 広	施設課長	江 崎 達 人
総務係長	岸 川 直 樹	土木係長	福 田 久 博
設備係長	新 谷 和 昭	総 務 係	中 島 翔 平
総 務 係	築 地 恭 平	設 備 係	土 手 崇 嗣

開会 午後1時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部真之助議員） 皆さん、お疲れさまです。

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

まず最初に、松尾徳晴議員、岩渕穰議員、高原隆則議員及び原口憲雄議員の4名から本日の会議の欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は6名でございます。定足数に達しておりますので、令和元年福岡都市圏南部環境事業組合議会第4回臨時会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。議事日程はお手元に配付しているとおりでございます。

なお、一般質問については、通告がありませんでしたので、無しといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部真之助議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、2番田中しんすけ議員及び5番山上高昭議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（阿部真之助議員） 続きまして、日程第2「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部真之助議員） ご異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部真之助議員） 日程第3「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧を配付いたしております。

監査関係の資料については、事務局に保管しておりますので、必要な方はお申しつけください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 認定第2号 平成30年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計歳入歳出決算認定について**

○議長（阿部真之助議員） 日程第4「認定第2号 平成30年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。井上管理者。

○管理者（井上澄和） 皆様、こんにちは。本日ここに、令和元年福岡都市圏南部環境事業組合議会第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中にご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は、平成30年度決算認定1件、令和元年度補正予算1件、条例の制定2件及び一部改正2件の合計6件の議案を提出し、ご審議をお願い申し上げます。

それでは、議案書1ページ「認定第2号 平成30年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計歳入歳出決算認定について」を説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添の審査意見書の提出がありましたので、その意見書を付けて、同条第3項の規定により議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

別添の決算書の2ページをご覧ください。平成30年度一般会計の歳入合計は、32億1,148万円余で、予算現額との差は、2,032万9,471円でございます。

4ページをご覧ください。歳出合計は、30億8,149万円余で、不用額は1億5,031万3,106円でございます。

歳入歳出差額は、1億2,998万3,635円となっております。詳細な内容につきましては、事務局局長から説明いたします。

なお、監査委員よりいただきました審査意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（久家事務局長挙手）

○議長（阿部真之助議員） 久家事務局長。

○事務局長（久家信弘） はい。それでは、ご説明いたします。引き続き、決算書の5ページをご覧ください。

はじめに、歳入に関する事項別明細について、表の右から4列目の収入済額の合計額でご説明いたします。

歳入の主な内訳は、8款分担金及び負担金で、7億73万円余となっております。これは構成市負担金で、構成市別の内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

○議長（阿部真之助議員） 長くなるようでしたらお座りになって説明されてどうぞ。

○事務局長（久家信弘） ありがとうございます。6ページをご覧ください。9款使用料及び手数料の主な収入は、手数料の1億6,150万円余で自己搬入ごみ処理に係る手数料となっております。

次に、13款繰入金は、10億4,554万円余で、議会費及び事業費分としまして、財政調整基金より取り崩したものでございます。

7ページ、14款繰越金は、2億9,921万円余で、平成29年度の決算剰余金でございます。

8ページをご覧ください。15款諸収入2項雑入は、10億403万円余でございます。主なものは2目の売電による収入、及び4目の平成29年度に発生いたしました設備火災における粗大ごみ破碎機の修理費用の補填分である市有物件災害共済会保険金でございます。

9ページをご覧ください。次に、歳出に関する事項別明細について、表の中央あたりでございます支出済額の合計額でご説明いたします。

まず、1款議会費は、280万円余で、主な内訳は、1節の議員報酬211万円余となっております。

10ページをご覧ください。2款初期費用にかかる事業費2項施設整備費は、9,461万円余で、その主な内訳としましては、19節の負担金、補助及び交付金7,666万円余で、地元環境整備交付金でございます。

11ページをご覧ください。3項公債費は、6億8,769万円余となっており、起債の元金償還金及び償還利子等でございます。

12ページをご覧ください。3款運営費用にかかる事業費1項総務管理費は、9億9,186万円余で、その主な内訳としましては、19節負担金、補助及び交付金1億227万円余、25節積立金8億8,199万円余でございまして、それぞれの内容といたしましては、19節は派遣職員人件費、25節は財政調整基金への積み立てでございます。

13ページをご覧ください。2項施設整備費1目施設整備費は、10億8,377万円余で、その主な内訳としましては、13節委託料10億6,062万円余となっております。これは、運営事業者への業務委託料でございますが、そのうち4億1,000万円余は、先にご説明いたしました平成29年度に発生した設備火災における粗大ごみ破碎機の修理費用相当分でございます。

2目「周辺整備費」は支出がございませんでした。

15ページをご覧ください。4款自己搬入ごみ関係費は、2,767万円余で、その主な内訳としましては、1節報酬650万円余で搬入管理指導員の報酬、13節委託料1,649万円余で自己搬入ごみ事前受付業務委託料でございます。

16ページをご覧ください。5款施設整備基金関係費は、1億9,307万円余で、全額が施設整備基金への積み立てでございます。

17ページをご覧ください。6款予備費につきましては、支出はございませんでした。

次に、18 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。これまで、ご報告いたしましたとおり、歳入総額 32 億 1,148 万円余から歳出総額 30 億 8,149 万円余を差し引きました歳入歳出差引額は 1 億 2,998 万 3,635 円で、実質収支額も同額となっております。

なお、これにつきましては、次年度に繰り越すため、本日の提出議案であります令和元年度補正予算の中で増額の補正をご提案させていただいております。

最後に、19 ページ、財産に関する調書のうち、1 公有財産の状況でございますが、平成 30 年度は特に増減はございませんでした。

また、4 基金の状況ですが、財政調整基金は、前年度平成 29 年度末現在高は 10 億 4,603 万円でございますが、平成 30 年度当初に一般会計の事業費等としまして 10 億 4,554 万 1 千円を取り崩すとともに、平成 30 年度補正予算で平成 29 年度決算剰余金等 8 億 8,241 万 1 千円を積み立て、平成 30 年度末の残高は、8 億 8,290 万円となっております。

施設整備基金は、平成 30 年度末の残高は、3 億 693 万 4 千円となっております。

以上、一般会計の歳入歳出の決算についての概要をご説明いたしましたが、平成 30 年度の事務事業の内容につきましては、決算書とともに配付させていただいております監査委員による審査意見書、主要な施策の成果をご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（阿部真之助議員） 次に監査委員の意見を求めます。 鶴田代表監査委員。

○代表監査委員（鶴田悟士） 代表監査委員の鶴田でございます。

平成 30 年度一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定に基づき、令和元年 7 月 9 日に、平井監査委員とともに審査を実施いたしましたので、その結果について報告いたします。

決算審査意見書の 1 ページ目をご覧ください。決算審査にあたりましては、第 3 審査の方法に記載しておりますとおり、一般会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類の合规性、計数についての正確性、歳入歳出予算の執行状況及び財政の運営状況について、関係帳簿の照合・点検、内容の検討及び組合職員への聴取などにより審査を行いました。

審査結果につきましては、第 4 審査の結果に記載しておりますとおり、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その各計数等についても正確で、平成 30 年度における決算は適正に表示されております。

また、次の 2 予算の執行状況についてでございますが、いずれも法令及び条例の規定に従い適切に予算が執行されており、事業費の一部において不用額が生じているものの、概ね所期の目的が達成されたものと認められます。

次の 3 財政の運営状況については、歳入決算額 32 億 1,148 万 2 千円、歳出決算額 30 億 8,149 万 9 千円となっており、1 億 2,998 万 3 千円の黒字決算となっております。

中間処理施設及び最終処分場は本格稼働から3年が経過しましたことから、より一層の効率性・経済性等の視点に立った組合事業の執行に努められ、適正な事務処理により最少の経費で最大の効果を挙げられることを要望するものであります。

以上で、平成30年度決算審査の概要報告を終わります。

○議長（阿部真之助議員） 説明及び意見は終わりました。

質疑を行います。通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部真之助議員） なしと認めます。これで討論を終わります。採決を行いたいと思います。

認定第2号について、認定することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（阿部真之助議員） 全員賛成であります。したがって、認定第2号については、認定することに決定いたしました。

〈認定 賛成5名、反対0名 午後2時0分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第9号 令和元年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部真之助議員） 続いて、日程第5「議案第9号 令和元年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算第1号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上管理者。

○管理者（井上澄和） 議案書2ページ「議案第9号 令和元年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算第1号について」を説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議案を提出するものでございます。

別添の補正予算書1ページをご覧ください。今回の主な補正は、平成30年度決算に伴い生じた剰余金を令和元年度予算への編入などを行うものでございます。

結果といたしまして、歳入歳出予算をそれぞれ1億2,998万2千円増額し、予算総額を35億1,417万7千円とするものでございます。

詳細な内容については事務局長から説明いたします。以上、よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

（久家事務局長挙手）

○議長（阿部真之助議員） 久家事務局長。

○事務局長（久家信弘） はい。それでは、ご説明いたします。引き続き、補正予算書5ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、14款繰越金を1億2,998万2千円増額いたします。これは、平成30年度の決算剰余金でございます。

次に、歳出補正の主な内容でございますが、7ページをご覧ください。2款2項1目施設整備費でございますが、19節負担金、補助及び交付金を5億8,238万3千円減額するものでございます。これは、令和元年度の地元環境整備交付金の額が確定いたしましたので、その不用額を減額するものでございます。

8ページをご覧ください。3款1項1目総務管理費を7億1,206万9千円増額するものでございます。これは、先程の令和元年度予算における地元環境整備交付金の不用額及び平成30年度決算剰余金を合わせて財政調整基金へ積み立てるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（阿部真之助議員） 説明は終わりました。質疑を行います。通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部真之助議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは採決を行います。議案第9号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（阿部真之助議員） 全員賛成であります。したがって、議案第9号については、可決することに決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後2時3分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 議案第10号 福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（阿部真之助議員） 日程第6「議案第10号 福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上管理者。

○管理者（井上澄和） 議案書3ページ「議案第10号 福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項につきま

して、条例を制定するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（阿部真之助議員） 説明は終わりました。質疑を行います。通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部真之助議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは採決を行います。議案第 10 号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（阿部真之助議員） 全員賛成であります。したがって、議案第 10 号については、可決することに決定いたしました。

〈原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午後 2 時 5 分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 7 議案第 11 号 福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

○議長（阿部真之助議員） 日程第 7 「議案第 11 号 福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上管理者。

○管理者（井上澄和） 議案書 15 ページ「議案第 11 号 福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について」を説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項につきまして、条例を制定するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求めます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（阿部真之助議員） 説明は終わりました。質疑を行います。通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部真之助議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第11号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長(阿部真之助議員) 全員賛成であります。したがって、議案第11号については、可決することに決定いたしました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午後2時6分)

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第8 議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長(阿部真之助議員) 続きまして、日程第8「議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上管理者。

○管理者(井上澄和) 議案書23ページ「議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例において改正の必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長(阿部真之助議員) 説明は終わりました。質疑を行います。通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部真之助議員) なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは採決を行います。議案第12号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長(阿部真之助議員) 全員賛成であります。したがって、議案第12号については、可決することに決定いたしました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午後2時8分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第13号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（阿部真之助議員） 日程第9「議案第13号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上管理者。

○管理者（井上澄和） 議案書27ページ「議案第13号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、正規の勤務時間以外の時間における勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの措置を講ずることから、所要の規定の整備を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（阿部真之助議員） 説明は終わりました。質疑を行います。通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部真之助議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第13号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（阿部真之助議員） 全員賛成であります。したがって、議案第13号については、可決することに決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後2時9分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部真之助議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして令和元年福岡都市圏南部環境事業組合議会第4回臨時会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後2時10分

地方自治法第 123 条第 2 項及び福岡都市圏南部環境事業組合議会会議規則第 87 条の規定により下記に署名する。

令和元年 11 月 11 日

福岡都市圏南部環境事業組合議会議長 阿部 真之助

会議録署名議員 田中 しんすけ

会議録署名議員 山上 高昭